

3 えせ同和行為について

「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」との誤った意識を悪用して、何らかの利権を得るため、同和問題の解決を口実に、企業・行政機関等に「ゆすり」「たかり」等不当な要求をする行為が「えせ同和行為」です。

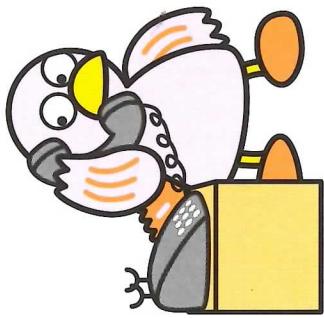
「えせ同和行為」は、同和問題に対する誤った認識を植え付け、同和問題の解決を妨げる大きな阻害要因となっています。

そのため、国や県では「埼玉県えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、関係機関が連携して「えせ同和行為」排除に取り組んでいます。

えせ同和行為を排除するために重要なことは、同和問題を正しく理解することともに、不当な要求には毅然（きぜん）とした態度で断ることです。同和問題の解決に理解を示すことと不当な要求に応じることは全く別のことです。逆に不当な要求に応じることが、同和問題の解決を妨げることになることに留意してください。

○ えせ同和行為の対応は

県では、えせ同和行為への対応を分かりやすくまとめた冊子ヒリーフレットを配布しています（無料）。是非ご活用ください。



もし、あなたが・・・

～同和問題の解決をめざして～



埼玉県のマスコット
「コバトン」

☆えせ同和行為の相談窓口

- さいたま地方法務局人権擁護課
電話：048（859）3507（直通）
- 埼玉県県民生活部人権推進課
電話：048（830）2258（直通）
- 埼玉県警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課
電話：048（832）0110（代表）
- （公財）埼玉県暴力追放・棄物乱用防止センター
電話：048（834）2140（直通）
- 埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会
電話：048（863）5255（代表）

発行：埼玉県県民生活部人権推進課
〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話：048-830-2258
(令和元年12月発行)



埼玉県のマスコット
「さいたまっちゃん」

もし、あなたが いわれのない不合理な偏見によって、 他人から差別されたら・・・？

1 同和問題（部落差別）とは

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

同和地区（被差別部落）に生まれ育ったということなどを理由とした不合理な偏見により、交際を避けたり、結婚をとりやめたりするなど、基本的人権の侵害に関する重大な問題です。

2 同和問題の早期解決に向けて

私は、かけがえのない、一人の人間として尊重され、幸せな生活を送りたいと思っています。

そして、日本国憲法では、この人間としての当然の願いである、侵すことのできない永久の権利として、「基本的人権」を保障しています。

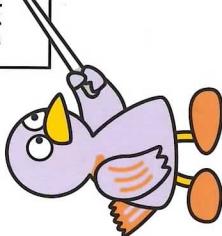
しかし、同和地区に生まれ育ったというだけで、不合理な偏見によるいわれのない差別を受け、悩み苦しんでいる人々がいるのです。

もし、あなたがその立場だったらどうか、そんな相手を思いやる気持ちで、もう一度同和問題を考えてみましょう。

同和問題は、基本的人権に関する社会問題であり、一日も早く解決していくことが、私たち一人ひとりの課題なのです。

平成28年12月16日に

部落差別の解消の推進に関する法律が
公布・施行されました。



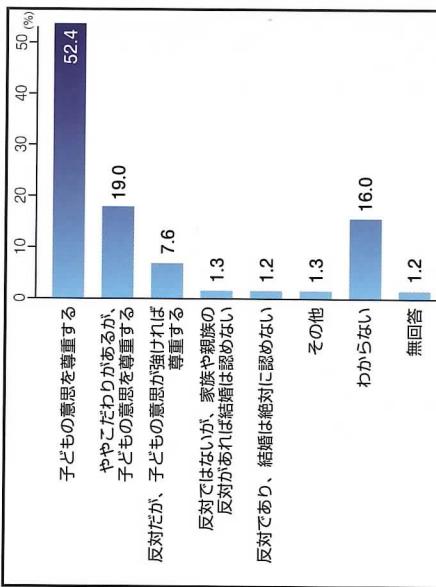
「あなたの子どもの結婚相手が同和地区出身者だった場合、あなたはどうしますか。」との問い合わせに対する回答

これまで、県では同和問題の解決をめざし様々な事業を行い、同和地区における生活環境などについては、大きく改善が図られました。

しかししながら、今なお、一部の人に同和問題に係る差別意識や偏見が残つており、差別的な発言や落書き、結婚などの際の身元調査等が行われています。また、情報化社会の進展に伴い、インターネットの掲示板などに差別的な書き込みや文章を載せる事例も後を絶ちません。

私たちは「幸せに生きる」権利を有しており、それを侵すことは、決して許されることではありません。私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、自身の問題として、もう一度考え、相手に対して思いやりの気持ちを持ち、差別を許さないという強い意志を持って行動することが大切です。

「あなたの子どもの結婚相手が同和地区出身者だった場合、あなたはどうしますか。」との問い合わせに対する回答



(人権に関する意識調査 平成23年2月 埼玉県)
子どもの意思を尊重するとの回答が多いものの、「反対」「ややこだわりがある」など、依然として、本人の性格等に因らない同和地区出身であるということだけの理由で、避けたり関わり合いたくないという意識があるという結果です。

同和問題を正しく理解するには

県では、市町村や県内企業等の団体が行う啓発事業を支援するため、

①人権・同和問題に係る研修会に啓発講師を派遣（無料） [<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/koshi.html>]

②人権啓発DVDの貸出し（無料） [<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/eiga.html>]

③啓発冊子「同和問題の解決をめざして（本編・資料編）」の配布（無料）を行っています。
是非ご利用ください。詳しくは、各ホームページをご覧下さい。